

議事日程 (4)

平成26年12月16日 午前10時00分開会

- 日程第1 議案第63号 芦屋町病院事業の設置等に関する条例等を廃止する条例の制定について
- 第2 議案第64号 芦屋町訪問看護ステーション設置条例を廃止する条例の制定について
- 第3 議案第65号 地方独立行政法人芦屋中央病院への職員の引継ぎに関する条例の制定について
- 第4 議案第66号 芦屋町特別会計設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議案第67号 地方独立行政法人芦屋中央病院に係る重要な財産を定める条例の制定について
- 第6 議案第68号 町税の徴収等の特例に関する条例を廃止する条例の制定について
- 第7 議案第69号 芦屋町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議案第70号 芦屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9 議案第71号 芦屋町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第72号 芦屋町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第73号 平成26年度芦屋町一般会計補正予算 (第4号)
- 第12 議案第74号 平成26年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)
- 第13 議案第75号 平成26年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)
- 第14 議案第76号 平成26年度芦屋町病院事業会計補正予算 (第2号)
- 第15 議案第77号 芦屋町メガソーラー事業に係る町有地の貸付けについて
- 第16 議案第78号 地方独立行政法人芦屋中央病院中期目標の策定について
- 第17 議案第79号 電子情報処理組織による戸籍事務の事務委託に関する規約の制定について
- 第18 議案第80号 指定管理者の指定について
- 第19 議案第81号 指定管理者の指定について
- 第20 議案第82号 指定管理者の指定について
- 第21 承認第4号 専決処分事項の承認について

第22 発議第7号 町長の専決事項の指定について

第23 請願第5号 「農業・農協改革」に関する請願書について

第24 同意第7号 芦屋町教育委員会委員の選任同意について

第25 発議第8号 地方公共団体金融機構納付金制度の廃止に関する意見書について

追加日程第1 発委第6号 「農業・農協改革」に関する意見書について

---

【 出席議員 】 (13名)

1番 松上 宏幸	2番 内海 猛年	3番 刀根 正幸	4番 妹川 征男
5番 貝掛 俊之	6番 田島 憲道	7番 辻本 一夫	8番 小田 武人
9番 今井 保利	10番 川上 誠一	11番 益田美恵子	12番 中西 定美
13番 横尾 武志			

---

【 欠席議員 】 (なし)

---

【 欠員 】 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 江嶋 勝美	書記 中野 功明	書記 志村 裕子
----------	----------	----------

---

説明のために出席した者の職氏名

町 長	波多野茂丸	副町長	鶴原洋一	教育長	中島幸男
モーターボート競走事業管理者	仲山武義	会計管理者	武谷久美子	総務課長	小野義之
企画政策課長	中西新吾	財政課長	柴田敬三	都市整備課長	大石眞司
税務課長	縄田孝志	環境住宅課長	入江真二	住民課長	池上亮吉
福祉課長	吉永博幸	健康・こども課長	木本拓也	地域づくり課長	松尾徳昭
学校教育課長	岡本正美	生涯学習課長	本石美香	病院事務長	森田幸次
競艇事業局次長	大長光信行	事業課長	濱村昭敏		

---

【 傍聴者数 】 5名

---

午前10時00分開議

○議長 横尾 武志君

おはようございます。

ただいま出席議員は13名で会議は成立いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

それでは、お手元に配付しております議事日程にしたがって、会議を進めてまいります。

---

○議長 横尾 武志君

お諮りします。日程第1、議案第63号から、日程第23、請願第5号までの各議案については、それぞれの委員会に審査を付託しておりましたので、これを一括して議題とし、それぞれの審査結果の報告を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

まず、総務財政常任委員長に審査結果の報告を求めます。総務財政常任委員長。

○総務財政常任委員長 辻本 一夫君

報告いたします。

報告第13号、平成26年12月16日、芦屋町議会議長、横尾武志殿、総務財政常任委員会委員長、辻本一夫。

総務財政常任委員会審査結果報告書、本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議案第65号、賛成多数により原案可決。

議案第66号、賛成多数により原案可決。

議案第67号、賛成多数により原案可決。

議案第68号、賛成多数により原案可決。

議案第69号、賛成多数により原案可決。

議案第70号、賛成多数により原案可決。

議案第73号、賛成多数により原案可決。

議案第77号、賛成多数により原案可決。

以上です。報告を終わります。

○議長 横尾 武志君

次に、民生文教常任委員長に審査結果の報告を求めます。民生文教常任委員長。

○民生文教常任委員長 小田 武人君

報告いたします。報告第14号、平成26年12月16日、芦屋町議会議長、横尾武志殿、民生文教常任委員会委員長、小田武人。

民生文教常任委員会審査結果報告書、本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第63号、賛成多数により原案可決。

議案第64号、賛成多数により原案可決。

議案第71号、満場一致により原案可決。

議案第72号、満場一致により原案可決。

議案第73号、満場一致により原案可決。

議案第74号、満場一致により原案可決。

議案第75号、満場一致により原案可決。

議案第76号、満場一致により原案可決。

議案第78号、賛成多数により原案可決。

議案第79号、満場一致により原案可決。

議案第80号、満場一致により原案可決。

議案第81号、満場一致により原案可決。

議案第82号、満場一致により原案可決。

承認第4号、満場一致により承認。

発議第7号、賛成多数により原案可決。

請願第5号、満場一致により採択。

以上、報告を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で報告は終わりました。

引き続き、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続審査申出書が提出されておりますので、書記にこれを朗読させ、報告にかえます。

書記に朗読を命じます。書記。

[朗 読]

.....

平成26年12月16日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

総務財政常任委員会委員長 辻本 一夫

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「企画調整に関する件」、「町財政に関する件」、「消防及び災害防止等に関する件」、「税制に関する件」、「建築及び土木に関する件」、「河川に関する件」、「道路整備に関する件」、「芦屋橋に関する件」、「国道495号線に関する件」、「芦屋港湾に関する件」、「上下水道に関する件」、「競艇に関する件」及び「各種施策の見直しに関する件」

理 由

調査不十分のため。

.....  
平成26年12月16日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

民生文教常任委員会委員長 小田 武人

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「戸籍等各種届出及び申請事務に関する件」、「国民健康保険に関する件」、「保健及び健康づくりに関する件」、「子育て支援に関する件」、「福祉政策及び介護保険に関する件」、「環境政策に関する件」、「公営住宅に関する件」、「農業、漁業及び商工振興に関する件」、「観光振興に関する件」、「地域振興に関する件」、「医療及び医療行政に関する件」、「教育振興に関する件」及び「各種施策の見直しに関する件」

理 由

調査不十分のため。

.....  
平成26年12月16日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

議会広報常任委員会委員長 川上 誠一

### 閉会中の継続調査申出書

本委員会は所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「町議会だよりの編集及び発行に関する件」、「町議会のホームページの管理及び運用に関する件」、「議会放映の管理及び運用に関する件」及び「その他町議会の広報に関する件」

理 由

調査不十分のため。

.....

平成26年12月16日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

議会運営委員会委員長 益田 美恵子

### 閉会中の継続調査申出書

本委員会は所掌事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「議会運営に関する件」、「議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する件」及び「議長の諮問に関する件」

理 由

調査不十分のため。

.....

#### ○議長 横尾 武志君

以上で朗読は終わりました。

ただいまから、それぞれの審査結果の報告について質疑を行います。

まず、総務財政常任委員長に対する質疑を許します。益田議員。

#### ○議員 11番 益田美恵子君

議案第77号、芦屋町メガソーラー事業に係る町有地の貸付けについて、貸し付け面積は15万1,587平米に対する貸付料が年額303万9,120円となっていますが、この貸付料が適正な対価ではないということで、議案上程されています。そこで所管委員会の審議過程において、この貸付料に対してどのような意見があったのかお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

総務財政常任委員長。

○総務財政常任委員長 辻本 一夫君

お答えします。この議案につきましては、総務財政常任委員会の日程では12月10日の1日でありましたけれども、当日資料が提出されたために、12日の日も審議をいたしました。この案件はですね、長年売れない、使えないというごみ処理場跡地の有効利用が図れる運びになったことで、議案のとおり芦屋町メガソーラー事業はですね、端数は省きますが、15万平米を年額300万円で芝浦グループホールディングスに貸し付けることについて、地方自治法と町条例により、議会の議決を求めるという内容であり、審議をいたしました。ただいまの質問であります、どんな意見が出されたのかということでございますけれども、まず、「貸付料が300万円では安いのではないか。」という意見や、「二十数年間の長きにわたって塩漬け状態にあった、状態から有効活用できる。」ということ。それから、「できるんじゃないか。」という意見。それから、「メガソーラー設置箇所以外の土地についても事業者が維持・管理をするので妥当ではないか。」というような内容の意見が出されました。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、総務財政常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

次に、民生文教常任委員長に対する質疑を許します。妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

議案第63号、議案第64号、それに議案第78号は、これは地方独立行政法人化に伴う、付随したといいましょうか、関連したものであると思いますが、この賛成多数ということであれば、反対の方もおられたと思いますが、反対をされた人の議員さんの話、そういうものをお答えください。

○議長 横尾 武志君

民生文教常任委員長。

○民生文教常任委員長 小田 武人君

お答えいたします。63号、関連して64号、それから78号。

まず、63号につきましては、質疑は反対討論——反対意見も出ておりません。それから、64号につきましてはですね、2名の方からいろいろな意見が出されました。名前は伏せてお

きますけども、2名の方から意見が出ております。採決の結果、賛成多数であったということでございます。

それから、78号については、これにつきましても2名の方から意見が出されましたけれども、これについては審査の結果、採決いたしまして、賛成多数で可決された、原案可決されたという経過でございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

1名ないし2名、2名の反対の意見があったということでしょうか、どのような内容の意見、ないしはどのような反対理由であったか。それをお聞きしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

民生文教常任委員長。

○民生文教常任委員長 小田 武人君

内容につきましては、訪問看護のほうについての意見でございますが、事業そのものは継続されるのかどうなのかという意見でございました。これについては、当局から事業は独法になりましても継続するんだということでございます。

78号については、中期計画の策定のときにいろいろと質問をさせていただきたいというような意見でございました。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、民生文教常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。

日程第1、議案第63号から日程第23、請願第5号までの各議案について、順不同により討論を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

議案第63号、64号、65号、66号、67号、78号は芦屋中央病院を来年4月から独立行政法人移行するための条例ですので、一括して反対討論を行います。

まず第一に、公的医療機関は、民間病院にできない不採算部門の救急医療や終末医療、災害医療など重要な部門を担っています。自治体病院は地域に深く密着しており、住民が安心して暮らし住み続けられるまちづくりに欠かせない施設です。しかし、中期目標に明記されているように法人化されれば、その中心的な目的は、より一層の効率的、効果的な経営を行うこと、回収の強化と収入の増加を図るとなり、法人はその達成を迫られることとなります。

そもそも、法人化は独立採算制を押しつけることが狙いです。そのことは、総務省の独立行政法人導入の研究報告書が認めているところです。当初は繰り入れ基準に基づいた運営負担金は認められるでしょうが、いずれ行政からの法定繰入金の上乗せを迫られることとなります。そうなれば、不採算部門が切り捨てられ、住民サービス後退や差額ベッド料の増加など、もうけ本位に走るのではないかと危惧するものです。

第二は、議会の関与の後退です。議会の関与があると、この制度を導入する意味がない。と総務省の研究報告書が述べているとおり、町議会の議決は4年に一度、中期目標や利用料金の上限の認可、解散などに限定されています。年度計画や内部組織の改変は、法人の町に裁量が認められ、市長に届出や通知がされるだけで議会の議決は必要ありません。地方議会の関与は著しく限定され、予算や決算をチェックできず、町民の声が届きにくくなることは問題です。

第三に、病院で働く自治体労働者は、非公務員型の民間労働者扱いになります。法人化で公務員たる身分が奪い去られること自体が問題です。

第四に、職員の能力、業績を的確に評価し、人材の育成やモチベーションの向上のために人事考課制度の導入を促されています。成績主義賃金の導入は医師同士の信頼関係を損ね、さまざまなスタッフによる良好なチーム医療に悪影響を及ぼすこととなります。そもそも医療の現場では、治療の効果や成果は数値であらわれない面も多く、チームとして医療に当たることから、個人の勤務評価はなじまないものです。職員は法人の業績を理由にして給与が引き下げられるおそれもあります。

以上のことから六つの議案に反対いたします。

議案第68号、69号、70号は現行の住民税、固定資産税、国民健康保険税をまとめて年10回で納付する集合徴収方式をやめ、税目ごとに年4回で徴収する単税方式に変更するものですが、住民の支払い回数が減ることによって1回の支払額がふえ、滞納につながるおそれがあるので反対いたします。

発議第7号については、学校給食は憲法26条に保障されている「教育を受ける権利」と、「義務教育は、これを無償とする」との精神に照らして、本来無料であるべきものです。また、奨学金については先進国で大学の学費があり、返済不要の給付奨学金がないのは日本だけです。世界の流れは大学までの学費の無料化となっています。このような給食費や奨学金の滞納の案

件について、議会の審議もなく、専決処分を行うことは議会軽視であり、議会の形骸化につながるために反対します。

以上で討論を終わります。

**○議長 横尾 武志君**

ほかに。刀根議員。

**○3番 刀根 正幸君**

それでは日程第9、議案第68号、69号、70号につきましては、反対討論を、そして日程第18号、議案第77号については賛成討論を行います。

まず、68号から70号までにつきましては、先ほど川上議員のほうからもありましたように、これは芦屋町独自の徴収方式を昭和39年度から取り入れたもので、いわゆる集合徴税として、全体を10期に分割して徴収するものです。この方式により、住民の計画的納税とともに、月ごとの負担を均一化するものです。今回、提案されたいわゆる事務の煩雑さの部分なのか、それとも計画納税のというところの部分での観点でございますけども、やはり、まずこの導入等を考えていく場合につきましては、先に住民の啓発、そして実行した場合のですね、問題点等を時間をかけて審議され、その上、住民の意向に沿った形での取り入れ、これが大切かと思えます。これ自身に取り入れることによって、どんな問題が生じていくのか。これ、私も以前担当していたことがございまして、調整交付金等、一定徴収率を確保しなければという問題もありました。今、法律的に若干変わっているかもわかりませんが、その辺のところもですね、含めて、やはり一つの内容を検討すべきかと思えます。

それから、議案第77号につきましては、住民の財産を減額して貸し付けるということに対しての委員会内の議論はございました。そして、問題点等もございましたけども、担当課との説明を受け、そして公募した業者において、第一順位が辞退し、第二順位として選考された業者に協議した結果、この問題が取り上げられたものでございます。今回の質疑に当たりましては、環境問題にも対応した住民の健康の確保に向けた調査を行う旨の方向性が示されたことにより、賛成といたします。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

今井議員。

**○議員 9番 今井 保利君**

9番、今井です。

今の77号に反対の立場からの討論をいたしたいと思えます。今年の2月13日の全員協議会の資料を私たち配られまして、大君ごみ処理場跡地メガソーラー誘致事業ということで、2

月13日にご説明を受けました。この中にある資料の中で、保有水、ごみの溜まっている調査で、ベンゼンが地下水の水質汚濁に関わる環境基準についてに示される、環境基準を上回る値で検出されましたというご報告が我々議会に届いています。ということは、環境基準をオーバーしているということで、じゃあこのベンゼンはどういうものかということは調べましたら、国際科学物質安全性カード、国連で1, 114番に登録されているんですけども、水生物質、いわゆる水の中にいる生物に毒性が強い、空気中の暴露の量が多ければ定期的検針が必要であると。そして、そのベンゼンの残留液は砂または不活性吸収剤に吸収させて、新たな場所に移す必要がある物質だと書いてあります。さらに一番重要なことは、発がん性物質であると明記されております。現在、日本の、このベンゼンについては、ほとんど生産が行われておりません。実際、車のガソリンなんかの混入についても、非常に少なくなっており、産業界からは、いわゆる駆逐されている物質であります。これが残っているということにつきましては、メガソーラー事業が行われたときには、当然そのベンゼンについては残る。ということは、除去が行われず20年間の契約、それ以上の契約が行われるということについては、安全・安心の町民の健康を守るという立場からについては、優先的に、まずこれを除去してきれいにした後、メガソーラーという考えのほうがベストじゃないかという考えがありますので、以上の立場からこの77号については反対といたしたいと思えます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

田島議員。

○議員 6番 田島 憲道君

私は、議案第77号、芦屋町メガソーラー事業に係る町有地の貸付けについて、私は賛成の立場で討論させていただきたいと思えます。

二十数年間も放置されていた大君ごみ処分場跡地において、その遊休地である、その用途の是非について、私が議員になってから8年になりますが、一般質問の場や委員会にてこれまで何度も取り上げ、その都度、「どうするんだ。早くしろ。」と叱咤し、檄を飛ばしてきたのは私たち議会であります。なにしろ今では信じられないことですが、あそこはごみを捨てて、埋め立てをやってきたところですよ。例えば、宅地などに土地改良すれば、5億から7億かかるのではとされています。売ることもできない15万平米の広大な山林をですね、メガソーラー事業に着手するというのは時代の趨勢であり、間違った判断ではなく、また想定外なことが起こる昨今、できる限りのリスクを回避するためには、土地のみを貸し出しするというのは賢明な判断であると思えます。

事業者を決めるに当たり、公募が行われ、厳選なるプレゼンの結果、町長が最優秀企画提案

者A社と次点者、芝浦ホールディングスに決定をなされました。傍聴者の皆さんには、わかりにくいことかも知れませんが、最優秀者のA社は、自社の都合により辞退しました。理由を説明することもなく突然の辞退です。私は、このA社には一抹の不安を感じていました。それは中国資本の会社です。20年という契約期間ですから、言葉の行き違いなどで投げ出し、撤退するのは、そういうお家芸の国柄ですから。しかし、今回、契約するまでもなく突如辞退され、次点者との協議になったわけです。

先週の総務財政委員会で、貸付料が安い。また、高浜・浜口町営住宅跡地の売却でも、実勢価格より安く売ってという批判がありました。そういう意見が飛び交いましたが、過疎の町の山林は、どこもただみたいな値段です。しかもごみ捨て山の埋立地、しかも、先ほど今井議員から説明がありましたが、発がん性のあるベンゼンも確認されております。

そんな土地の有効利用に、償却資産を含め年間800万近く入ってくる。事業者が決まっからいろいろ言われるのは、どうなんだろうと私は思います。

そしてその芝浦ホールディングスを調べてみると、大変信頼性のある会社であります。国内最大級のメガソーラーをみやま市で稼働しており、この業界では大手の一社です。メガソーラー事業には、あの孫正義氏も大風呂敷を広げましたが、今現在、二の足を踏み、事実上撤退している状況です。全国でも資金調達に失敗し、詐欺まがいで金集めをして、ドロップしているケースが幾つか起きております。実績や資本力は、この事業の生命線でもあります。また地の利という利点があります。近郊でメガソーラーを稼働しているのも大変信頼を置けますし、そういったことで、次点に選ばれたと思います。

それと、先ほどの高浜町営住宅跡地で、安過ぎたという意見は、一つは行政の説明不足もあると思います。あの土地は、各種配管の設備、区画割などは買った業者が開発をかけて、それから売り出しました。その金額は、相場の価格だったから、今現在、ほぼ埋まった状態になっていると思います。約40世帯が住み、今後、固定資産税などが納税されていきます。そういうことで、るる申し上げましたが、私はこの議案には賛成です。

**○議長 横尾 武志君**

ほかにございますか。妹川議員。

**○議員 4番 妹川 征男君**

妹川です。

第63号、64号、65号、66号、67号、78号は地方独立行政法人化に伴っての付随したと言いましょうか、関連しておりますので、まとめて反対討論を行いたいと思います。

今、先ほど川上議員のほうから、るる説明がありましたが、同じ見解に沿っております。芦屋中央病院は、総務省の公立病院の改革プランに沿って、これまでの経営形態である公営企業

法の一部適用から地方独立行政法人化に向けて、今年3月議会において、地方独立行政法人芦屋中央病院定款の制定及び地方独立行政法人芦屋中央病院評価委員会条例を可決しました。私はこの議案に反対の意思表示をしてきた者として、それに付随したこの六つの議案に反対するものです。

町のこれまでの説明では、独立行政法人によって、病院の権限による医療、職員の確保及び環境整備や機動的かつ柔軟な意思決定による相対的な経済改善の期待が大きいため、自立性と公共性を同時に担保できる地方独立行政法人が望ましいと説明をしてくれました。しかし、私はどうしても納得できない何点かの課題があると思っております。芦屋中央病院の開設の理念として、地域住民に信頼される病院とありますが、独立行政法人化に向けた際の町民に向けた説明が不十分であったこと。昨年の10月から11月に向けて、病院や事務局、町執行部もですね、相当なるエネルギーを使って地区説明会をされたわけですけど、ちょうど町立病院建てかえ方針に向けた説明に終始して、まあ時間の関係でしようけれど、独立行政法人化の話はほとんどなされてないし、私の区でもですね、はまゆう団地の区でも全くございませんでした。そういう意味で、本当に信頼される病院であるかということですね。

そしてまた3月議会で定款の策定前にもう一度チャンスがあったはずですが、また、3月議会で定款が可決された段階であっても、この中期目標の策定、今回議案が出されますが、策定段階で町は住民の意見を広く聞くための作業をしてくれなかった。パブリックコメントだけであったということですが、やはり町は、病院は住民が患者であるという視点、そして、病院は町民のものであるというそういう視点に立って、アンケートをとってみたり、医療シンポジウムを行うなど、十分に理解を得ていくという姿勢が全く見られなかった。それどころか、町長は私のほか、ほかの議員さんがそういうことの必要性を言いますと、町民の代表は議会だから、議会で説明すればいいことである。というようなことをおっしゃっていましたが、やはり、これは町民が患者であり、町民のものであればですね、そういうアンケートをとるなり、シンポジウムをするなり、再度そういう住民説明会を行うなど、そういうことをしてほしいと。やはり、病院の置かれている状況を真摯に説明していけば、これまでの病院に対する不信感、そういうものが相当あると思いますが、そういうものを払拭し、理解へとつながるような取り組みをしていかなければならなかったと思われまます。そういう意味で、本当に信頼される病院なのか。やはり謙虚に反省してほしいと思っております。

2番目に職員が公務員型から非公務員型へ移行する際に、やはり職員というものは患者さんに対して、全職員が取り組む。全職員で見守る。そういう姿勢でありながら、どうしても能力主義的な形というのを、評価、人事評価が出てくると思われます。これは教育においても全くそのとおりです。一人の生徒、一人のクラスに対して全職員が取り組むということであるなら

ば、この病院だって同じだと思います。また、利益追求と効率化のみを優先していくならば、病院自体の役割が果たせなくなる。職員に信頼される病院になるのか非常に心配です。

また、これまで3番目に町立病院は公営企業法にのっとして、年度ごとに予算・決算が議会で提案されて、そして議会で審議されていきます。しかし、独立行政法人化になれば、その必要性がなくなるのではないかと。つまり議会としてのチェック機能が果たせなくなるという危険性が生じてくるような気がしてなりません。

そして、最後の78号は芦屋中央病院中期目標の策定について出されていますが、この目標の内容を熟知してみますと、当然なことが羅列して書かれているように思えてなりません。なぜ、なぜ今まで、この独立行政法人化になる前のこの公営企業化の一部適用であったとしてもですね、これは当然目標を定め、そしてその計画をつくり、そして年度ごとに、ないしは2年ごとにでもですね、それを検証し、反省し、分析し、そしてその問題について、解決していくような努力がなされていたとするならば、今現在入院患者減少、外来患者の減少、そしていろいろな問題点が生じてくる。そういうものを解決していたのではないかとこのように感じております。だから、そういうような資料を、今現在出されています議案のようなものをですね、一部適用のときに、やはり議会に、そして町民に明らかにしていく必要があったのではないかと。私はその辺の病院の体制、経営体質というか、そういうものに非常に疑問を持っております。何も企業の、そういう独法になったからとして、こういう目標を策定し、計画を策定していくということは、法律にのっとなるからではなくて、なぜ以前からやってこなかったか。その反省がですね、全くないような気がしてなりません。まあそういう意味で63、64、65、66、67、78号については反対していきます。

もう一つ反対してですね、議案第73号、平成26年度芦屋町一般会計補正予算に反対いたします。一般会計の補正予算13ページに、砂像イベントのためのアクアシアニイベント広場フェンス移設工事のうち、790万円を過疎債対策事業費ハード分として計上しています。イベント広場の拡幅のために約800万円もかけて、工事が本当に必要であったのか。担当課としては一般会計の支出のうち、過疎債を充当すれば、それだけ一般会計の支出額が少なくて済むということを考えていたであろうと思いますが、その広場の拡幅工事費用の7割はいずれ地方交付税として返ってくる、町の支出額は3割だけで済むという計算でしょうけど、私とすれば本当に安易な考え方であると。過疎債と言えどもやっぱり借金なんですね。そして十数年かけて、やっぱり返ってくるとはいえ、借金なんです。この砂像イベントについては、本年3月議会で砂像イベント実行委員会補助金1,450万円が予算化され、可決しています。また6月議会では砂像イベントのためのアクアシアニイベント広場フェンス工事、それに約800万円を予算化されている。そして7月の臨時議会では、ゆるキャラ200万円を予算化され、結局

砂像イベントのための費用額が私の計算では総額2,469万円計上されているとなります。砂像イベントの目的の一つとして、観光資源の発掘ということかもしれませんが、費用対効果はどうだったのか。経済効果はどうであったのか。経費削減はできなかったのか。開催時期は。町民の声が聞こえてきます。よってやはりイベント終了後には総括としてその点を検証し、また町民の声を幅広く聞く必要があると思います。

私は過疎債の利用方法や内容を選別し、十分に検証して選んでもらいたいと思っております。観光資源の発掘として、やはり城山や山鹿貝塚、洞山を歴史文化、自然遺産として位置づけ、予算化する。ほかにもまだまだたくさんあるでしょう。なぜ、そういう一過性のものに過疎債を適用するのか。もう少し、永続的な形のものに投資すべきだと思います。そのことが過疎の町から脱却する方法ではないかと思うものであります。私はこの砂像イベントに数回参加、見学に行きましたが、やはり町職員の方々、そしてボランティアの努力のたまものだとそういう認識でおりますが、やはりその辺のイベントがどうであったのか、どうあるべきであったのかということを考えていただきたかったと思います。

賛成討論として、議案第77号、芦屋町メガソーラー事業に係る町有地の貸付け。今、賛成と反対討論の話がありましたが、簡単に申しまして、やはりベンゼンの、毒物の問題がありますが、町としては専門家の調査に基づいて、そういう岩盤の中に入り込んでいる、飲料水としては危険性はほとんどないというようなことでありまして。また、二十数年放置されていた産廃処分場をですね、有効利用できるということ。そういう意味で賛成をしていくわけですけど。ただですね、説明にありますように、15万1,587平米の土地貸し付けを300万円で割れば1平米20円で、坪60円と非常に安いという感覚がありますね。パネル設置面積4万3,000平米によれば70円と。3倍すれば210円ということで非常に安いというような考え方が出てきますし、私もそうは思います。先ほど浜口、高浜の問題を絡めて言えばですね、町民の皆さんもなぜこんなに安い金額で貸すのかというようなこともありまじょうが、やはりその辺は、残りの平米については維持管理を十分にやっていただけると。やるんだというところ辺をですね、十分に説明していただければ、納得していただけるのではないかと思います。

ただ、私が懸念するのは、この権利譲渡等の禁止というのがあります。契約書にですね。「乙は、この契約に基づく権利を第三者に譲渡若しくは貸与し、又は担保の用に供することはできない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を受けた場合は、この限りでない。」という文言を私は信じたいとは思いますが。例えば船頭町駐車場ですね、船頭町駐車場については土地を無償譲渡、無償で貸しているということですから、あそこにはクリーニング店やコミュニティという名のもとにですね、あそこに何坪かの建物が建てられて、そしてその収入はスーパー麻生、麻生スーパーでしょうか。それが収益をもたらしていると。芦屋町は関知できない

というようなことになっていて、非常に町民の中からも不信感が出ておりますが、この14ページにある甲の承認を受けた場合は、じゃあ甲はですね、例えば乙があそこを資材置き場にするとか、他人に貸し付けるとかというような場合にですね、まあこの辺に、13ページには「乙がメガソーラー施設の拡大又はその他の用に供するときは、甲及び乙は協議の上、貸付料を増額改定することができる。」という歯止めがですね、この中にあるから、まあ心配要らないのかなと思いますが、そういうところを十分に検証していただきたい。

それと、やはりあそこは大君神社があります。なぜあの昭和の、まあ30年ぐらいでしょうか。産廃処分場としてあの土地を利用したでしょうけれど、やはりあの文化遺産のあるその大君神社を、やはり守り育てようと思ったときに、ああいう話にならなかったんだろうと思うけど、反対運動があったのか、ないかわかりません。とにかく今そういう状況の中で、大君神社を守ってある安徳会という方もおられます。何人かおられますから。そういう方々のですね、声も十分に聞かれながら、やはり森林雑木とはいえ、森林地帯もありますから、乱開発のならないようにですね、やはり日が当たるために樹木を切っていく、そういうことだあってあり得るかもわかりません。そういうことをよく気をつけていただいて、さまざまな問題点もありませんが、私は賛成したいと思います。

以上です。

**○議長 横尾 武志君**

貝掛議員。

**○議員 5番 貝掛 俊之君**

5番、貝掛です。議案第77号に対して、反対の立場から討論を行います。この議案は大君ごみ焼却場跡地の貸し付けについての議案でございますが、これは約15万平米の土地を年間303万9,120円で貸借するものでございます。しかしながら、この土地の年間適正貸付料は、つまり焼却場跡地であるということを勘案しても適正な貸付料は583万円であります。したがって、今回貸し付けにあたりましては、280万円低く貸し付けるということでございます。だからこそ、執行部は財産を適正な対価なくして貸し付けるときは議会の議決を得なければならない。という地方自治法第96条にのっとり提案しており、しっかりと筋は通しているものと考えます。

しかしながら私は、この年間貸付料、年間303万9,120円に関して、執行部の説明に対して納得がいかず、とても住民の皆さんの理解を得られる説明であるとは考えがたいと思います。確かに、るる先ほどの賛成討論においても、二十数年間活用できなかった土地を有効活用できるチャンスであり、この20年間で貸付料6,000万円、償却資産が9,550万円、合計1億5,600万円の収入が見込めるわけでございますが、このように収入があるからこ

の価格で契約していいじゃないか。果たしてそれでいいのかと私は考えます。やはり、根本的な道理というものを重んじて、私は議会の議決を図るべきと考えております。

執行部はしっかりと筋を通しております。この住民に対する説明責任は、後は議会にあるものと考えます。どうか皆さんの良識ある判断を期待しまして、私の反対討論とします。

以上です。

**○議長 横尾 武志君**

ほかにございませぬか。内海議員。

**○議員 2番 内海 猛年君**

議案第77号、芦屋町メガソーラー事業に係る町有地の貸付けについて、賛成の立場で討論いたします。今回メガソーラー事業に貸し付ける町有地は、先ほどから言っていますように、大君ごみ焼却場処分場跡地でございます。この土地は平成2年に町が取得して24年間経過していますが、この間、町発注工事に伴う土砂等の仮置き場に使用される以外、有効な活用はされてきておりませぬ。先ほどから出ておりますように、過去に先輩議員の方々からも、大君ごみ焼却場跡地の有効活用について一般質問が出されております。また、町当局におきましても、行政内部で有効利用の検討をしましたが、現在までこの状況が続いている状況です。

今回、メガソーラー事業の貸付料について適正な価格でないとして、議会に議案が上程されています。適正な価格とは、先ほど貝掛議員も言われましたように、芦屋町町有財産取得等に基づく、固定資産評価相当額の100分の5が貸付料となります。今回、上程されている内容は、貸し付け面積15万1,587平米の年間貸付料は303万9,120円であり、芦屋町町有財産取扱規則に基づく貸付料は約583万6,000円。比較しますと279万円の低い額になっております。これが適正かどうかというのは難しい問題でございます。しかし、平成2年の取得以来24年間も活用されなかつた土地から、償却資産、年額475万円が今回新たに発生し、合算して年間778万円の収入が発生します。適正な対価と比較しますと、195万3,000円の高い金額です。平成33年度では、有利な過疎債も利用できなくなることや、財政状況が厳しい中で、年額778万9,000円もの新たな財源が生まれること、この機会を逃せば過去の状況から見ても、新たな活用は考えにくいことなどを考慮し、私は議案第77号に賛成をいたします。

以上です。

**○議長 横尾 武志君**

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長 横尾 武志君**

ないようですから、以上で討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。まず、日程第1、議案第63号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第63号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第2、議案第64号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第64号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第3、議案第65号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第65号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第4、議案第66号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第66号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第5、議案第67号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第67号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第68号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第68号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第69号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第69号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第8、議案第70号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第70号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第9、議案第71号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第71号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第10、議案第72号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第72号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第11、議案第73号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第73号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第12、議案第74号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第74号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第13、議案第75号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第75号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第14、議案第76号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第76号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第15、議案第77号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第77号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第16、議案第78号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第78号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第17、議案第79号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第79号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第18、議案第80号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第80号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第19、議案第81号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第81号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第20、議案第82号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第82号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第21、承認第4号について、委員長報告のとおり原案を承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、承認第4号は、承認することに決定いたしました。

次に、日程第22、発議第7号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、発議第7号は、可決することに決定いたしました。

次に、日程第23、請願第5号について、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、請願第5号は、採択することに決定いたしました。

次に、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の調査について、それぞれ再付託の申し出があります。つきましては、これを申し出のとおり再付託することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で採決を終わります。

ここで、請願第5号が採択されたことにより、意見書案が提出されております。

意見書案を配付しますので、暫時休憩いたします。

午前11時02分休憩

.....

午前 11 時 04 分再開

○議長 横尾 武志君

再開します。

---

追加日程第 1. 発委第 6 号

○議長 横尾 武志君

お諮りします。

追加日程第 1、発委第 6 号の意見書案については、日程の順序を変更し、直ちに議題として上程し、書記に議案の朗読をさせたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定しました。

書記に議案の朗読を命じます。書記。

〔朗 読〕

○議長 横尾 武志君

以上で、朗読は終わりました。

お諮りします。

追加日程第 1、発委第 6 号の議案については、請願が採択されたことに伴う意見書案でありますので、この際、趣旨説明、質疑及び委員会付託を省略し、討論終了後、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定しました。

ただいまから討論を行います。

追加日程第 1、発委第 6 号の議案について、討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですので、以上で討論を終わります。ただいまから採決を行います。

お諮りします。

まず、追加日程第 1、発委第 6 号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。

よって、発委第6号は、原案を可決することに決定いたしました。

以上で、採決を終わります。

なお、可決された意見書は、議長から関係機関に送付します。

---

日程第24. 同意第7号

日程第25. 発議第8号

○議長 横尾 武志君

次に、新たな議案が提出されております。

お諮りします。

日程第24、同意第7号及び、日程第25、発議第8号を議題として上程し、書記に議案の朗読をさせた上、町長に提案理由の説明を求めたのち、発議の提出議員に趣旨説明を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

書記に議案の朗読を命じます。書記。

〔朗 読〕

○議長 横尾 武志君

以上で、朗読は終わりました。

町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

議員の皆様におかれましては、連日のご審議、大変ご苦労さまでございます。

早速でございますが、本日追加提案いたしております議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

同意第7号の芦屋町教育委員会委員の選任同意につきましては、芦屋町教育委員会委員の長戸隆氏の任期が平成26年12月24日をもって任期満了となるので、再度同氏を選任したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第4条第1項の規定により、本町議会の同意を求めらるものでございます。

以上、簡単ではありますが提案理由の説明を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、提案理由の説明は終わりました。

次に、6番、田島議員に発議第8号の趣旨説明を求めます。田島議員。

**○議員 6番 田島 憲道君**

6番、田島憲道です。発議第8号、地方公共団体金融機構納付金制度の廃止に関する意見書について、右を読み上げ意見書の提出とさせていただきます。

地方公共団体金融機構納付金制度の廃止に関する意見書。

モーターボート競走事業施行者は厳しい経営環境のもと、より健全なモーターボート競走事業の経営を目指し、ファンサービスの向上はもとより、各種業務の効率化による開催経費の削減等、諸施策を積極的に推進してきたところでありますが、平成3年度の2兆2,000億円の売上をピークに大幅に減り続け、近年では、ピーク時の約4割、9,000億円まで減少しており、繰出金の額が大幅に減少し、繰出金を出せない団体も多い状況であります。また本年4月からは消費税が8%に引き上げられ、今後さらなる消費税増税が示唆されていることから、本来の法目的である施行者の地方財政への寄与という事業の存立根拠も危うい状態となり、競走事業の存廃問題につながるおそれがあります。

地方公共団体金融機構への納付金制度については、昭和45年度に創設されたものでありますが、これは、当時、公営競技の収益が著しい増加を示し、公営競技を実施する施行団体と非施行団体との行政水準・財政力の不均衡が問題となったため、公営競技収益の均てん化を目的に、10年間の時限措置として導入されたものでありますが、その後、累次にわたり期限延長されてきております。

モーターボート競走事業施行者が、今までに地方公共団体金融機構に納付した金額は、約5,100億円、ほかの公営競技施行者のものを含めた地方公共団体健全化基金積立金額は、約9,000億円以上と膨大な金額に上り、我々施行団体議会としても、十分に所期の目的は達せられたと考えております。

こうしたことから、総務省におかれましては、次の事項を実現されるよう強く要請いたします。

地方公共団体金融機構納付金制度を廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

慎重審議のほうよろしくお願いいたします。

**○議長 横尾 武志君**

以上で、田島議員の趣旨説明は終わりました。

お諮りします。

日程第24、同意第7号の議案については、人事案件でございますので、この際、質疑、討

論を省略し、ただちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

お諮りします。

日程第24、同意第7号について、同意することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。

よって、同意第7号は、同意することに決定いたしました。

それでは、ただいまから質疑を行います。

日程第25、発議第8号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、発議第8号についての質疑を打ち切ります。

お諮りします。

日程第25、発議第8号については、総務財政常任委員会に審査を付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定しました。

ただいまから暫く休憩いたします。

午前11時13分休憩

.....

午前11時24分再開

○議長 横尾 武志君

再開いたします。

お諮りします。

日程第25、発議第8号については、総務財政常任委員会に審査を付託しておりましたので、これを議題とし、審査結果の報告を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、さよう決定しました。

総務財政常任委員長に、審査結果の報告を求めます。総務財政常任委員長。

○総務財政常任委員長 辻本 一夫君

報告いたします。報告第15号、平成26年12月16日、芦屋町議会議長、横尾武志殿、総務財政常任委員会委員長、辻本一夫。

総務財政常任委員会付託議案審査結果報告書、本委員会は本日付託をうけた議案について慎重審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

発議第8号、地方公共団体金融機構納付金制度の廃止に関する意見書について、満場一致で原案可決。

以上、報告を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で報告は終わりました。

ただいまから、審査結果の報告について質疑を行います。

総務財政常任委員長に対する質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 横尾 武志君

ないようですから、総務財政常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。

日程第25、発議第8号について、討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 横尾 武志君

ないようですから、以上で討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。

日程第25、発議第8号について、委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。

よって、発議第8号は、可決することに決定いたしました。

以上で、採決を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、あわせて、平成26年芦屋町議会第4回定例会を閉会します。

長い期間のご審議、お疲れさまでした。

なお、引き続き全員協議会を開きますので、第3委員会室にお集まりください。

午前11時27分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員